

大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 骨子の構成

(案)

1 はじめに

(1) 大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針見直しの背景

- ・ 「大田区基本構想」が令和6（2024）年3月に新たな基本構想を策定し、新たな将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を定めた。
- ・ また令和7（2025）年3月には新たな「大田区基本計画」が策定された。
- ・ 上位計画である「大田区基本構想」及び「大田区基本計画*」の策定に伴い、新たな「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定することとした。

* 「大田区基本計画」(R7 (2025))

・ 3つのビジョン

1. 「心豊かに日々の生活を送れるまち」
2. 「機能的な都市づくりが進むまち」
3. 「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」

・ 4つの基本目標

1. 「未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」
2. 「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」
3. 「豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち」
4. 「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」

・ 28の施策

基本目標2. 「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の「人や地域とのつながりでお互いに支え合う体制づくり」(施策2-4)の中で、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」(施策の方向性3)が決定し、その実現のために、新たな「基本方針」の策定を行うこととなった。

☆ 「ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針」(H23 (2011))

- ・ 基本方針は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく上で、区の各計画や事業等の基本的な考え方や方向性を示す指針となるもの。
- ・ 区の事業の具体的な方向性は「アクションプラン」で検討し策定する。
- ・ 区民・事業者・地域団体・区（行政）が協働して取組む「指針」にもなる。
- ・ 基本方針に記載することは「将来のまちの姿」「ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方」「施策・事業の概要・体系（全体像）」「評価の方法」「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の仕組み」など。

(2) 基本方針の「骨子」とは

基本方針の「趣旨」（背景、考え方等）と「基本方針の構成概要」を記すもの。

(3) 骨子への提言（申し送り）とは

「骨子の構成」についてユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議で議論し、そこで出た意見を「第6期委員への申し送り事項」として引き継ぐものとする。

2 骨子の構成について

(1) 基本方針の骨子の構成（案）

第1章 将来のまちの姿（ユニバーサルデザインのまちづくりの理念、目標像）

第2章 基本方針の考え方

第3章 施策の概要と施策の体系（体系図）

第4章 評価指標・スパイラルアップ

*アクションプランに関わるため、方針を記載

第5章 推進の仕組み

(2) 第1章 将来のまちの姿（ユニバーサルデザインのまちづくりの理念、目標像） （案）

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりとして、社会的障壁を取り除き、誰もが互いを尊重し、共に支え合い、生き生きとした人生を享受できるようにする必要がある。
- ・ 大田区では、大田区基本構想で掲げる『心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区』の実現を目指すこととしている。
- ・ また、大田区基本計画では、「障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。」としている。
- ・ 上記を踏まえ、大田区におけるユニバーサルデザインのまちづくりでは、
「人と人とが互いを尊重し合い、区民とともに作るユニバーサルデザインのまち」を目指す。

(3) 第2章 基本方針の考え方

- ・ 基本構想で掲げる『心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区』の実現に向け、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を改定する。
- ・ 改定にあたっては、「障害の社会モデル」「合理的配慮」「当事者参画」の視点を取り入れる。

【障害の社会モデル】

- ・ 障害の社会モデルとは、『「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画抜粋）』という考え方。
- ・ 障害の社会モデルにおいては、4つのバリア（①物理的なバリア、②文化・情報面のバリア、③制度的なバリア、④意識上のバリア）を取り除くことが重要である。
- ・ 「障害の社会モデル」の対象者は、障害者に限らない。
- ・ 改定に当たり「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、実態調査で現状や課題を把握したうえで改定する。

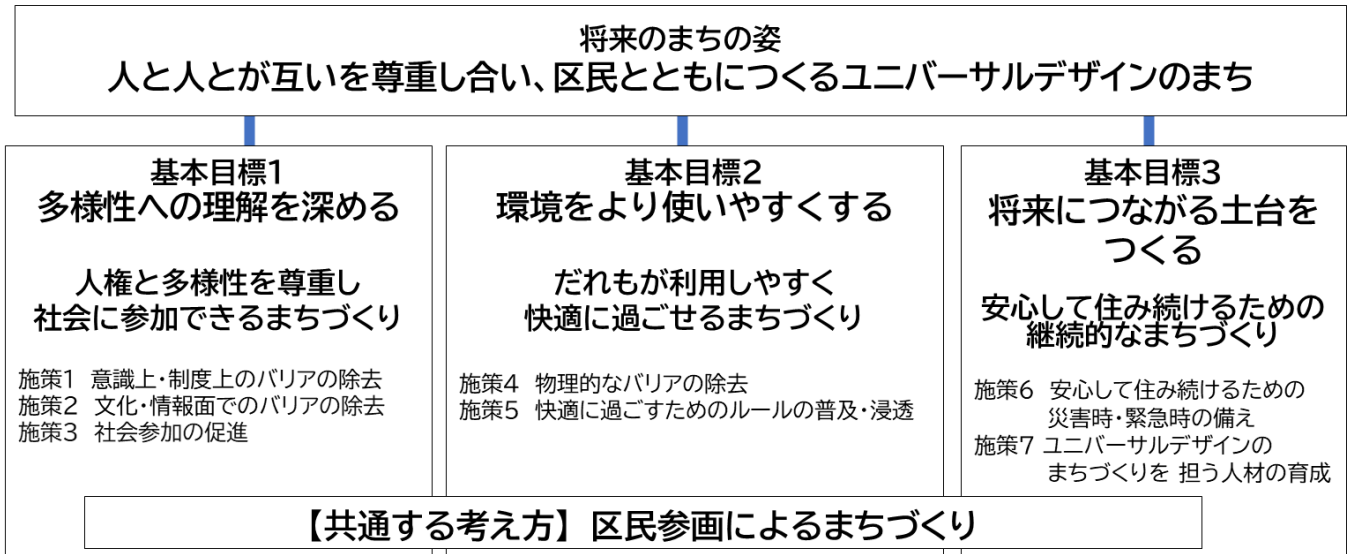
【合理的配慮】

- ・ 合理的配慮とは、障害のある人や家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、その配慮を行うにあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。
- ・ 合理的配慮の提供の方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも、「建設的対話」を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要。
- ・ なお「建設的対話」とは、障がいのある人や、その家族などからあった申出の内容と、その申出に対して過重な負担のない範囲でできる対応について、障がいのある人と事業者等が持っている情報や意見を伝え合いながら歩み寄り、現状をより良くしていこうと対話を重ね、解決策を見出していくための、やりとりのこと。
- ・ ハード面の物理的バリアの除去をしてもバリアが残る場合は、「合理的配慮」による人的対応を行い、ユニバーサルデザインのまちを実現する。

【当事者参画】

- ・ ユニバーサルデザインのまちを実現するには、多様な区民の参画によるまちづくりが必要である。そのため、当事者の参画の機会を実現する「参画のプロセス」が重要である。

(4) 第3章 施策の体系図 (案)



【基本目標1 多様性への理解を深める】 人権と多様性を尊重し社会に参加できるまちづくり	
1 意識上・制度上のバリアの除去	(例) 多様性の理解を促進するための普及・啓発事業、住宅確保事業(住宅確保要配慮者の支援)等
2 文化・情報面でのバリアの除去	(例) 様々な伝達手段(ICT、通訳、手話等)や、多言語・やさしい日本語を活用した情報提供、バリアフリー情報の提供、カラーユニバーサルデザインの促進、国際理解・国際交流の推進等
3 社会参加の促進	(例) 社会参加の支援事業(障がい者就労定着支援等)等
【基本目標2 環境をより使いやすくする】 だれもが利用しやすく快適に過ごせるまちづくり	
4 物理的なバリアの除去	(例) 道路・歩道・公共交通機関・公共施設・お店・公園等のバリアフリー化、UD点検等
5 快適に過ごすためのルールの普及・浸透	(例) マナーを守るための普及啓発等
【基本目標3 将来につながる土台をつくる】 安心して住み続けるための継続的なまちづくり	
6 安心して住み続けるための災害時・緊急時の備え	(例)災害時要配慮者対策の推進等
7 ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成	(例)ユニバーサルデザインのまちづくり教育(総合的学習の時間での障害理解学習等)の推進等

(5) 第4章 評価指標・スパイラルアップ（案）

- ・ アウトプット指標は事業ごとに設定する。
- ・ アウトカム指標（区民から見た効果把握）を検討する。
- ・ 評価時期は「計画時点の評価・検討」＋「事後の評価」を組み合わせる。
- ・ 評価結果を各事業のスパイラルアップに活用する。

(6) 第5章 推進の仕組み（案）

- ・ 基本方針を推進する仕組みは、基本的に現行の仕組みを継承する。

